

◎平成28年6月農業委員会議事録

開催日時 平成28年6月10日(金) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 西岡敏春 佐藤光志
岡 牧生 中山 忍 本田博士
山内秀一 森下文夫 森田義美 吉田二郎
友田 廣 岩永俊夫 村上卓也 榮 恵
松永雄治

欠席した委員 林田 篤

事務局出席者 春日公和 松永 浩典 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、岡 牧生委員、村上卓也委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第 5号 農地法第5条の届出について
- 2) 報告第 4号 農地法第3条の許可申請について
- 3) 報告第 5号 農地法利用集積計画承認申請について
- 4) その他

○報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出通知について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第5号農地法第5条第1項第6号の規定による通知が1件あ
っております。

事務局より説明お願いいたします。

事務局

事務局より説明いたします。

議案の1ページ目をご覧ください。申請人。譲渡人。嘉島町大字井寺〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。益城町大字惣領〇〇〇〇番地〇。〇〇〇。申請物件が井寺亀ノ甲〇〇〇。畑。2078㎡。申請理由は個人住宅です。

次のページをご覧ください。地図になっております。場所が東部台地内の一番東の端、九州自動車道側の端になります。次のページをご覧ください。字図になります。黄色に塗っている部分になります。以上です。

議長

ただいま説明のありました案件は、市街化区域の所有権の移転でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可の申請について

議長

続きまして議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請が1件あっております。

事務局より説明お願い致します。

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたのでご説明いたします。

申請者。譲渡人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請物件。下六嘉外輪〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積は362㎡。経営状況は耕作面積、田が116, 292㎡。畑が393㎡。合計が116, 685㎡。家族数が4人。労働力が11人。農機具がコンバイン、トラクター、乗用管理機、トラック、田植え機です。申請理由は譲渡人の申し出によるものとなっております。検討事項について説明いたします。譲渡人、〇〇〇〇氏から〇〇〇〇への所有権移転の申請です。本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず、申請農地が小作契約を結ばれておりませんので、使用収益権については問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取、地元農業委員である〇〇委員と現地調査をした結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されているので、権利取得後の当該農地につい

ても、必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われます。次に、譲受人の農作業常時従事要件については本人が農作業に常時従事しているのので、要件を満たすものと判断いたします。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が116,685㎡であるため問題はありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請農地は秋津レイクタウン北側に位置する整備された農地で、〇〇〇〇が既に申請地周辺の農地を耕作されているため問題ないと判断します。

以上でございます。

議長 　ただいま詳しい説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

委員 　ありません。(委員一同)

議長 　何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　それでは承認いたします。

○議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請について

議長 　続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が10件あっております
事務局より説明をお願い致します。

事務局 　それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。新規の利用権設定の計画が10件、更新は0でございます。合計面積が21,548㎡です。

それでは、議案書の一覧表をご覧ください。まずは、賃借権の設定でございます。期間が10年。もうひとつが使用貸借権の設定でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇が借り手になります。現経営面積が3,389,406㎡です。その内訳と致しまして賃借権設定が、田、351㎡。使用貸借権設定が、田、5,862㎡。合計が3,395,619㎡となります。続きまして、賃借権設定の契約で、〇〇〇〇〇〇〇との契約でございます。賃借権が7件、使用貸借が1件となっております。普通畑が1件、1,021㎡。田が、864㎡。509㎡。942㎡。988㎡。3,026㎡。7,242㎡となっております。これは、〇〇〇〇への賃借権設定でございます。それから使用貸借権設定は743㎡となっております。

3ページをご覧ください。〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの賃借権設定でございます。木ノ町〇〇〇〇-〇。田。面積、351㎡でございます。期間は10年です。

次のページをご覧ください。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇〇〇の賃借権設定でございます。4筆の5,862㎡でございます。期間は10年です。

次のページをご覧ください。〇〇〇〇の利用権設定でございます。ここからの案件は以前、農業委員会で審議されておりますが、書類の不備等で保留しておりました。その関係で、利用権の設定内容の始期が6月から8月1日からにずれますので、再度ご審議をお願いします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の利用権設定でございます。期間は10年でございます。

次のページが、〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の利用権設定でございます。同じく10年でございます。

それから、次のページが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の設定でございます。

それから、次のページが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の利用権設定でございます。

それから、次のページが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の利用権設定でございます。

それから、次のページが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の利用権設定でございます。

次が、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の利用権設定となっております。最後のページが、使用貸借権で〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の利用権設定でございます。以上の内容は農業経営基盤促進法に基づき、経営基盤促進法第18条第3項の要件である、集積計画の内容が町の基

本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしてある案件でございます。ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 ただいま詳しい説明がありました。何かご意見ご質問はございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 何も無ければ承認よろしいですか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。

それでは承認とさせていただきます。

続きまして、その他となっております。委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

無いようでしたら、事務局から何かございませんか。

事務局 次回の農業委員会ですが、10日が日曜ですので7月11日の月曜9時半から、同じくこちらの3階中会議室で予定したいと思えます。また、改めて通知はお送りします。

それから、農業用施設の用水路と農道の調査は、地震直後ぐらいに業者さんと土改連と一緒に確認作業を行っておりますが、農地に麦が植えてあった関係で、あんまり確認が出来ないということですね、今週の月曜火曜で土改連と一緒に、基本、全筆農地を見て回ったところです。連絡を最初に受けていた農地は、はっきりしているところですが、連絡をもらっていない農地に関しては、道路から見ているところですので、特に波打って上がったり下がったりしているところが、道路から確認できずに把握できていない箇所もあると思えますが、道路からはっきりわかる箇所は農地の被害の場所を確認させていただいております。特に、井寺の方と、犬淵の方がかなりひどい状況でして、クラックとって1メートルくらいさけている

ところもあります。それで、こちらの嘉島土地改良区の範囲では、あまりあっておりませんが、さっきも申しましたが、上がっていたり、下がっていたり波打っているところが見受けられております。災害復旧にかけようと思ったら、修復に40万円以上かかる農地であれば対象にはなりますが、それを復旧させる前に測量が必要になってきます。それで、測量して実際どれだけ下がっているかとか、そういったものを出しておかないと証拠が残らないということで、今回の災害に乗せてもらうことができません。8月の中旬から12月にかけて農政局と財務省から査定とあって、実際に災害があつてそれを修復するのにいくらかかるかをこちらから査定官がいらっしやつて、実際目を見て、今回の地震による被害なのかそうでないのかをちゃんと振り分けて、復旧方法も査定官が見た復旧方法以外でとなると、オーバーした額は見てもらえないということになりますので、もし急ぎで復旧したいというときはなかなか役場も災害復旧で対応できないところがあると思います。農政局も災害は大きく受け付けたいという気持ちはあるようで、クラックの確認が大豆の作付けした後でも、目を見てある程度わかれば対象にはなるという可能性があるということですが、水稻の作付けになると確認が出来ない可能性があつて、被害があつても水稻の作付けがしたいとなると、どうしても災害復旧の対応が出来ないところが出てくることとなりますので、自分で土を入れたりとかされても、なかなか町や国の補助金が出せない状況になっています。それで、もし、復旧を希望される方がいらっしやつたら、出来るだけ早めに役場の私の方に連絡していただけたらと思います。よろしくお願いします。以上です。

今、担当から説明がありましたが、40万円というのがひとつのポイントになると思われまふ。それから、クラックになれば40センチ以上の深さのひび割れですね。それで、作物を植えたあとで災害がわからなくなると、当然、そのままになってきますし、例年として作物の収量に差が無ければ、被害なしともみなされますので、そこは十分ご注意をいただきたいと思ひます。農業委員さんにおいては、地元の代表ということもござひますので、農業者の方に十分ご周知の方をお願いしたいと思ひます。

それから、災害の場合、国から大体90パーセント出たとして、後1割はどうしても農地の持ち主の負担になりますので、0ということはないのでよろしくお願いします。

委員 現地を見てもらったと思うけど、工事はどうなっているのか。

事務局 工事は財務省と農政局から査定を請ける義務があつて、上益城郡内を8月から入って、修復希望のところを全部見て回られるので、一番遅いところで12月いっぱいまでかかりますので、最悪年明けになります。ですので、すぐに復旧して欲しいというのがなかなか対応できないと思われます。

委員 糸田の場合は、幹線排水路ですね。かなり崩落しているので、水張りをした場合は、いっぺんに流れていくので土手が崩れた状態になれば、農地の畦はんが相当損害があると思います。地元から要請はしてあるとは思いますが、早くしないと。

事務局 今、お話があつた排水路とか用水路とか農道とかに関しましては、土地改良区の費用負担が発生しますので、被害の結果を全部土地改良区にお知らせしております。今、お探しのあつたところは益城町土地改良区になりますけれども、益城町土地改良区にお知らせしておりますが、災害査定がかなり厳しくて、これが復旧してもお金が出ない可能性もあります。査定を待てるものは待って、手出しが増えてしまいますので、改良区にも話はしたのですが、とりあえずメインは、今回の修復は用水路でお願いしております。それで、排水路に関しては、査定を受けた後に修復をと考えております。

委員 ますます被害が増大する可能性は大だけど、放置すれば工事代が出ない可能性もあるということですね。

事務局 そうなのですね。特にその水路に関しては、写真を残してありまして、災害復旧でほとんど対応が出来るのですが、基本は元の形に戻すということにして、仮復旧というのもあつて、簡単な復旧作業であれば査定とか受ける前でも出来ます。それである程度対応できるのですが、仮復旧がかなり簡単なものしか見てもらえなくて、本復旧で対応するとかなりの量の資料を提出しなければなりませんので、今回は3箇所本復旧であげているのですが、それに時間がかかつて、水路1箇所と農道2箇所を今、本復旧で予定していますが、1個1個の資料のボリュームがかなりあつてですね。

委 員 2、3日前に立会いしているのでしょうか。

事務局 けっこういろんな場所に出て行っているもので、また、個別に相談していこうかと思っています。

一応、改良区単位で出来れば出してくださいといわれているもので、改良区を通して地域ごとに農業委員さん方において、優先順位を付けて出していただくようお願いいたします。何かご質問は。

〇〇委員 さっきの農地の確認ですが40万円以上ということですが、例えば大豆だったら、大豆を一作やめてでも整備をしていたほうがいいです。とくに、犬渕はひどいって聞いていたのでびっくりして、一回役場に言って見てもらって40万円以上かかるときは、一回植えないで整備したほうがいいと私は思います。

事務局 クラックは、あんまり深いと水がたまらなくなるので、一回表面を剥いで、まず基礎からやり作り直さないといけないので。

委 員 〇〇さん、犬渕の〇〇と〇〇を見てもらっていいですか。

事務局 一応ですね、土地改良事業団体連合会と一緒にある程度ちゃんとした写真を撮ってあるので。

そこは、振興局の整備課に言って、どういうやり方がベストか案を出してもらおうようにはしていますが、現況がなかなか区長さんにもその辺は話しています。今のところは、大豆を植えるまでは時間がありますので、そのままにしてもらったらいいです。

委 員 災害復旧申請は誰がするのですか。

事務局 申請は町です。

委 員 個人の田んぼは。

事務局 耕作者から町に言ってもらいます。

まず、災害箇所ということをあげて、上がってない復旧はありえないので。

委員 実際、麦刈りもしているし、ひどくは無いけどちょこっとというのはあるんですよね。

議長 いろいろございましたら、役場にご相談ください。
災害で出来ることは役場でしていただきたいと思います。
それでは、本日の農業委員会はこれで閉会いたします。
皆様の慎重なるご審議ありがとうございました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成28年6月10日

会長 下田 司

委員 岡 牧 生

委員 村 上 卓 也